（参考例）必要に応じ、条項を追加するなどして使用すること。

鳥取県立大山青年の家の管理運営に関するグループ協定書

　株式会社□□□□□（以上「甲」という。）と株式会社△△△△△（以下「乙」という。）は、鳥取県立大山青年の家（以下「青年の家」という。）の指定管理による管理運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　甲及び乙は、青年の家を共同連帯して管理運営するため、グループを構成するものとする。

（名称）

第２条　当グループは、▽▽▽▽▽（以下「グループ」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当グループは、事務所を鳥取県　　　　　　　　　　に置く。

（代表者の名称）

第４条　当グループは、甲を代表者とする。

（代表者の権限）

第５条　甲は、青年の家の指定管理業務の履行に関し、当グループを代表して権限を執行することとし、その権限は次のとおりとする。

（１）管理運営全般の統括

（２）鳥取県及び監督官庁等との折衝

（３）グループの管理運営に係る経費、会計処理に関する事項

（業務の期間及び協定の効力等）

第６条　本協定に係る指定管理業務の期間は、令和６年４月１日から令和１１年３月３１日までとする。

２　当グループは、本協定を締結した日に成立し、指定管理業務の指定期間満了後３ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

３　前項の規定に関わらず、当グループが第１項の期間に青年の家の指定管理者とならないことが判明したときは、その判明したときをもって清算し、本協定の効力を失うものとする。

（権利義務の譲渡制限）

第７条　本協定に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（業務分担）

第８条　グループにおいて、甲及び乙が分担する業務は次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 甲 | 乙 |
| ①②③④・ | ①②③④・ |

（経費責任）

第９条　当グループの青年の家の管理運営に係る経費については、甲の責任において処理するものとする。

（その他）

第１０条　この協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

令和５年　　月　　日

甲　主たる事務所の所在地

法人等の名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙　主たる事務所の所在地

法人等の名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印